

長岡市地域公共交通協議会において定めている長岡市地域公共交通協議会規約について、令和5年4月11日付けで第9条第2項及び別表（第6条関係）を改正する。
変更となる内容は下記のとおり。

○第9条第2項

【事務局】

変更前 長岡市都市整備部都市政策課交通政策担当課長

変更後 長岡市都市整備部都市政策課長

○別表（第6条関係）

【役員】

変更前 法第6条第2項第2号 越後交通株式会社 乗合バス営業部長

変更後 法第6条第2項第2号 越後交通株式会社 運輸営業部長